

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要

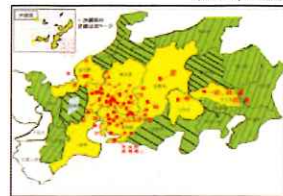
背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認された **C S F (豚熱)** については、同病に感染した **野生イノシシ** によって **広域に病原体が拡散** し、現在に至ってもなお **終息に至っていない**。
- このため、**野生動物の感染に対する対策を強化**するとともに、農場における **飼養衛生管理を徹底**し、家畜の伝染性疾患の **発生の予防及びまん延の防止を図る必要**。
- 加えて、一昨年以降、アジア地域において **A S F (アフリカ豚熱)** の発生が **急速に拡大**し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の **輸出入検疫を強化**し、同病を含む悪性伝染性疾患 (※) の **侵入防止を徹底**する必要。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾患である、牛痘、牛肺疫、口蹄疫、C S F、A S F、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

■ C S F の発生状況

(R 2 / 2/2時点)



黄色：野豚及び野生イノシシ確認地域
緑色：野生イノシシ感染確認地域

■ A S F の発生状況

(R 2 / 2/5時点)



赤色：2005年以降OEPC等に発生通報があった国・地域

法案の概要

議員立法で措置 (ASF関連に限る)

- 1 家畜の伝染性疾患の名称変更 (**豚熱、アフリカ豚熱**、その他) 【改正後第2条第1項の表等】
- 2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化 【改正後第2条の2から第2条の4まで】
- 3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充
 - ① **衛生管理区域**に入る者にのみ又は**汚染された畜舎・倉庫等**から出る者にのみ課せられている**消毒義務**を、当該施設どちらも**出入りする者に課す**よう措置。 【改正後第8条の2、第28条等】
 - ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、**飼養衛生管理に係る責任者を選任**する制度を創設。 【改正後第12条の3の2】
 - ③ 飼養衛生管理の指導等に係る **指針 (国が策定) ・ 計画 (都道府県が策定) の制度**を創設。 【改正後第12条の3の3及び第12条の3の4】
 - ④ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、**指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できる**よう措置 (併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加)。 【改正後第34条の2 (改正後第47条)】
 - ⑤ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る **命令違反者を公表できる**よう措置するとともに、**国は**、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、**積極的に公表できる**よう措置。 【改正後第12条の7】
 - ⑥ 飼養衛生管理に関する **罰則を強化**。 【改正後第63条、第66条、第69条、第70条等】
- 4 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け (併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加)
 - ① **野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け**。 【改正後第31条第2項等】
 - ② 野生動物で悪性伝染性疾患の感染が発見された場合にも、**発見された場所等の消毒**や当該場所とその他の場所との**通行制限**、周辺農場等に対する**家畜の移動制限**、飼料業者・運送業者等関連事業者の**倉庫・車両の消毒**などの病原体拡散防止措置が実施できるよう措置。 【改正後第25条の2、第26条、第28条の2等】
- 5 予防的殺処分の対象疾患の拡大 【改正後第17条の2】
 - ① 予防的殺処分の対象疾患に **A S F を追加**。
 - ② **野生動物で口蹄疫又は A S F の感染が発見**された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。
- 6 家畜防疫官の権限等の強化
 - ① 出入国者の**携帯品中の畜産物 (肉・肉製品) の有無**を、家畜防疫官が**質問・検査できる**よう措置。 【改正後第40条第5項及び第45条第5項】
 - ② 輸出入検疫の結果、発見された**違反畜産物**について、家畜防疫官が**廃棄できる**よう措置。 【改正後第46条第4項】
 - ③ 動物検疫所長は、**輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため**、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して**必要な協力を求める**ことができるよう措置。 【改正後第46条の4第1項】
 - ④ 輸出入検疫に関する **罰則を強化**。 【改正後第63条、第69条等】

施行期日：公布の日から3月以内 (ただし、2については公布の日、3③については1年以内、4①については令和3年4月1日)。